

TKCモニタリング情報サービス通信

Vol.26

今こそ、 中小企業のために 立ち上がりましょう!

■ 巻頭対談 4

中小企業が危機を乗り越え再び成長軌道に乗る支援に全力を

前田 泰宏 中小企業庁長官
坂本 孝司 TKC全国会会長

■ 座談会 10

金融機関との距離をぐっと縮めたMIS普及活動

中小企業支援のために引き続き推進しよう!

木村 茂徳 TKC中部会会長
畑 義治 TKC静岡会会長
増山 英和 TKC全国会中小企業支援委員会委員長
杉山美智晴 TKC全国会巡回監査・事務所経営委員会委員長

■ TKCモニタリング情報サービス活用事例 18

◎ 経営者保証を外しスムーズな`承継、へまい進
有限会社仲原商事
木村治司税理士事務所(TKC静岡会)



貴金融機関の支援策を TKC会員事務所ホームページで ご紹介いたします!!

中小企業への情報提供にご協力をお願い申し上げます。



TKC会員事務所ホームページに設けられている「新型コロナウイルス緊急経営支援コーナー」では、「金融機関の支援策」として、貴金融機関のホームページに掲載された新型コロナウイルスに関するコンテンツを公開させていただきます。

情報提供にご協力ください!!

当ページに掲載されていないコンテンツや中小企業へ提供可能な情報がございましたら、最寄りのTKC SCGサービスセンターまでお知らせください。

株式会社TKC 事業所一覧

<https://www.tkc.jp/company/location>

新型コロナウイルス緊急資金繰り対策コーナー～政府等の企業向け支援策一覧～

都道府県を選択すると、該当する都道府県で利用できる支援策を確認できます。

国・政府系金融機関の支援策

都道府県の支援策

市区町村の支援策

金融機関の支援策

登録金融機関	支援策	融資限度額	融資実行までの期間
A銀行	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する資金繰り相談窓口		
B銀行	事業資金に関するご相談窓口		
C銀行	融資特別融資	～3000万円	
D銀行	返済条件の変更等に関するご相談窓口		

※画像はイメージです(変更されている場合があります)



中小企業が危機を乗り越え 再び成長軌道に乗る支援に全力を

坂本孝司
TKC全国会会長

前田泰宏
中小企業庁長官

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえて、政策金融による中小企業の資金繰り対策が矢継ぎ早に講じられている。その緊急対応のまっただ中にある3月4日、国会審議の合間を縫って前田泰宏中小企業庁長官と坂本孝司TKC全国会会長の対談が実現。坂本会長は、民間金融における緊急運転資金融資とその信用リスク軽減のための認定支援機関制度の活用などを提言した。

■進行：TKC全国政経研究会事務局長 内園寛仁

■とき：令和2年3月4日(水) ■ところ：中小企業庁長官室

photo：小板直樹

この緊急事態にこそ現場に直結する 中小企業支援が求められている

——本日、前田長官には、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応による国会審議の合間を縫って坂本会長との対談の時間を設けていただきました。

坂本 大変なときにありがとうございます。

前田 こちらこそ、当初のお約束より短い対談時間になってすみません。

坂本 前田長官は、中小企業の現場を重視され、その現場に刺さる効果のある政策を重視されていると伺っています。現在、緊急事態のまった中にあるわけですが、中小企業支援の具体的対応についてお聞かせください。

前田 緊急対応については、政府系金融機関、中小企業関係団体、支援機関など全国の1050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置して、そこで集めた意見を基にして資金繰り対策を検討しています。この問題に限らず、間接的な情報だけではなく現場の声を聞かないと適切な対応はできません。日頃から中小企業庁を現場に直結する役所にすると言っておりましたが、それが

まさにいま試されていると思っています。

坂本 私どもTKC全国会は実務家の集まりであり全国組織でもあるので、日々相当な数の情報が各地から提供されます。それを踏まえて、中小企業金融に関するいくつかのご提案をさせてもらえますか。

前田 ぜひとも現場の声を伺いたい。よろしく願います。

坂本 現在、中小企業は大変な困難に直面しているわけですが、このような状況においても中小企業金融における「決算書の信頼性」が最も大事ではないかと思えます。この2月26日に開かれた自民党「地方創生実行統合本部・金融調査会地域金融経営力強化PT合同会議」でも、私から同じ話をしたのですが、日本では中小企業金融において情報の非対称性が解消されていないため、「決算書の信頼性」が確保されず、いまだに中小企業の決算書には粉飾が多いといった誤解があります。

この点について全国地方銀行協会会長の笹島律夫常陽銀行頭取は、定例会見で「融資先で粉飾決算が増えている」と述べられており、それが与信費用増加の一因になっているという趣旨の説明をされました（『日本経済新聞』2019年11

月14日付朝刊）。しかしながら実際には、粉飾決算は以前からあるわけで、あえてそのタブーに切り込んだ勇氣ある問題提起ともとれるこの発言を私どもは重く受け止めており、「決算書の信頼性」は識別可能であるともっと社会に訴えていかねばならないと考えています。

前田 そのような取り組みには異論はありません。

坂本 ドイツでは、「決算書の信頼性」を確保するために金融業界と会計人業界とが協議し、協力関係を構築してきたという歴史があります。いまから50年以上前、1964年に連邦金融制度監督局（現・金融庁）が、金融機関に提出される年度決算書に税理士等による保証書の添付を税理士等に要請する通達を出しています。それから2002年にはドイツの全金融機関が一斉に、すべての年度決算書に対して「年度決算書の作成に関する作成証明書」（ベシヤイニグング）の添付を税理士等に求める要望書を出して現在に至っています。

前田 興味深い話ですね。

坂本 実態を知るために、昨年11月にミュンヘンに本店を置くミュンヒナー銀行をTKCとTKC全国会の幹部と一緒に

に訪れて、ミヒャエル・ダンドルフアー副頭取からレクチャーを受けました。そのときに副頭取はドイツの中小企業金融について次のように言われたのです。

「税理士から受領した年度決算書をそのまま、当行の銀行システムの格付けに使用します。(略) ドイツでは、融資時、すべての企業の年度決算書にベシヤイニングが付いて銀行に提出されます。(略) 私たちは協同組合銀行として税理士と経済監査士という職業に大きな信頼を寄せており、税理士や経済監査士から受け取った数字(決算書等)を活用します。(略) 粉飾決算という問題は、私が思うに当行ではこれまで一度も起きたことがありません」(『TKC会報』令和2年2月号)

要するに、ドイツの中小企業金融の健全性は、税理士と金融機関の強固な信頼関係に基づいているのです。日本でもこのような「決算書の信頼性」を確保する仕組みを官民一体で構築すべきではないかと思えます。

運転資金融資の信用リスク軽減のため 信頼できる決算書と認定支援機関の活用を

坂本 新型コロナウイルス感染症拡大

への対策に話を戻したいと思いますが、政府では政策金融における緊急措置を矢継ぎ早に打ち出されていますね。

前田 信用保証を使った資金繰り支援については、第1弾としてセーフティネット保証4号「幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証」と5号「特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の80%を保証」の強化などを打ち出しています。対象業種の追加など、今後の状況の進展を見据えて講じるべき施策をさらに拡大していきます。

坂本 心強い話です。自民党の合同会議での質疑応答の中でも、中小企業の逼迫する資金繰りの状況について、議員の先生方から質問が相次ぎました。これに

対して私からは、現在、TKC全国政経研究会が提携議員や関係官僚の皆さまに向けて提言している中小企業への緊急運転資金融資の考え方をお伝えしました。

前田 どのような内容ですか。

坂本 ポイントは、①民間金融の有事対応では、既往債務の条件変更(金利を下げるのではなく最低2年程の返済猶予など)に加え必要に応じた新規融資を実施すべき。②その間に金融機関、顧問税理士などが連携して本業をサポートし、再度成長軌道に乗せていくことが重要。

③その際、円滑化法の反省を踏まえ、「税務署に提出したものと同一決算書」、「中小会計要領(中小指針)チェックリスト」の提出、融資額に応じた頻度でのモニタリングを要件としてそれらの支援には経営革新等支援機関(以下、認定支援機関)の税理士などを積極的に活用すべき——といった点です(本誌8頁【資料1】)。

いまこそ、中小企業庁と金融庁が省庁を横断し創出した認定支援機関の我々を存分に活用してほしいと思います。今日はある「中小企業等の経営強化に関する基本方針(平成17年5月2日告示、改正令和元年7月12日)」(8頁【資料2】)等



を持参しましたが、ここに記載されていることを私どもはしっかりと実行したいと考えています。

前田 なるほどわかりました。検討いたします。

いまが中小企業支援の正念場と捉え 認定支援機関の機動力・実践力に期待

前田 一方で、認定支援機関制度があまり機能していないという声もあるので、

坂本 そのようなことはありません。TKC会員は、かなり力を注いで認定支援機関としての役目を果たしています。TKC全国会によるこれまでの実績については、経営改善計画策定支援事業が約6300件、早期経営改善計画策定支援事業が約7700件に及び、全件数のほぼ半分をTKC会員が占めています。ただ、認定支援機関に登録しているのに経営改善支援事業に消極的な税理士がいるのも事実です。

前田 中小企業支援を頑張っている税理士さんとそうでない税理士さんが同じ扱いなのはおかしいですね。そこは厳しくしていきたいと思えます。



——中小企業庁の委託事業である「ミラサポ」(未来の企業★応援サイト)がこの4月から「ミラサポPlus」に改訂されますね。これまでも認定支援機関の「見える化」は課題となっていました。この機会に、個別の認定支援機関の実績をそこで積極的に開示し、事業者が優れた認定支援機関を選びやすくすることを期待しています。

坂本 TKC全国会としては、自律強化の観点から制定している『TKC会計人の行動基準書』の中に、このたび認定支援機関の職務の項目を追記して、これまで以上に積極的に機能できるようにしました(9頁【資料3】)。

最後にもう一つ、前田長官にご提案したいことがあります。認定支援機関に登録している各種団体(日本税理士会連合

会、公認会計士協会、金融機関、日本弁護士連合会等)の関係者を集めて、『行動基準書』のような自主的なルールを作成してはどうでしょう。認定支援機関の「あるべき姿」を示すことでより本制度が機能し、活用の幅も広がると思います。

前田 現行制度の枠内で事業者にとって有効な手立てを講じられるのならそれはよいことかもしれません。いずれにしても、中小企業が今回のコロナショックの危機を乗り越えて、再び成長路線に乗ることができるよう引き続き税理士の皆さま、とりわけ本日のテーマにもなった認定支援機関の皆さまによる機動力・実践力に期待しています。

坂本 我々もいまが中小企業支援の正念場と捉え、TKC会員がこれまで培ってきたことのすべてを存分に発揮して、持っている強みを中小企業のためにあますことなく活かしていきたいと思えます。

(構成/TKC出版 内菌寛仁・古市 学)

前田泰宏◎まえだ・やすひろ

兵庫県出身。昭和63年東京大学法学部卒業、通商産業省(経済産業省)入省。大臣官房審議官(商務情報政策局担当)兼サイバーセキュリティ・情報化審議官、中小企業庁次長等を経て令和元年中小企業庁長官就任。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への緊急運転資金融資に関するご提案

1. 概要

今回のコロナ・ショック危機を健全な中小企業が乗り越えるために経常運転資金を短期継続融資で民間金融機関が積極的に貸し出すスキームを国が後押しする。

2. 制度のポイント

- (1) 2年間程度は返済を猶予する。
- (2) 信用保証料、利子は国の救急対策費で補助する。^{*1}
- (3) 上記には、

- ① 税務書に提出したものと同一決算書
- ② 『中小会計要領／中小指針の適用に関するチェックリスト』
- ③ 3～5カ年の中期経営計画
- ④ ③の（融資金額に応じた頻度で）モニタリングの実施を要件とする。

上記2-(3)の実施には、経営革新等支援機関（認定支援機関）を活用する。^{*2}

*1 「中小企業等貸し渋り対策大綱」平成10年8月閣議決定

*2 「中小企業等の経営強化に関する基本方針」平成17年5月2日告示、改正令和元年7月12日告示第二号

経営革新等支援機関の法的根拠（抜粋）

○中小企業等経営強化法

（平成十一年三月三十一日法律第十八号）
（略）令和元年六月五日号外法律第二十一号改正

（略）

（認定経営革新等支援機関）

第三十二条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

- 2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 経営革新若しくは異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
 - 二 経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

○中小企業等の経営強化に関する基本方針

（平成十七年五月二日）
（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）
改正 平成二四年八月三〇日総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
（略）令和元年七月一二日同
第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

（略）



第3 経営革新

1 経営革新の内容に関する事項

一 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

(略)

3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

(略)

三 外部専門家の活用

国や都道府県は、経営革新計画の承認、計画進捗状況の調査及び指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定経営革新等支援機関その他の外部の専門家の知見を活用する。

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国や都道府県は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営革新の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

資料3

『TKC会計人の行動基準書（第4版）』の部分改定

3-9 認定経営革新等支援機関の職務

3-9-1 【認定経営革新等支援機関の職務】

認定経営革新等支援機関の職務とは、中小企業等経営強化法の定めに従い、経営革新、経営力向上等を目指す中小企業を支援するために、その財務内容や経営状況等を分析し、事業計画等の策定、実施に係わる指導及び助言を行うことをいう。

3-9-1①<認定経営革新等支援機関への積極的な登録>

会員は、認定経営革新等支援機関の職務が、中小企業の経営力の向上に資するとともに、「職業会計人の職域防衛・運命打開」を図るために重要な業務であると理解し、積極的に登録を行わなければならない。

3-9-1②<経営革新等支援業務の実施義務>

経営革新等支援機関に認定された会員は、法が定める諸業務について、積極的に取り組まなければならない。

3-9-1③<準拠すべき会計ルール>

経営革新等支援機関に認定された会員は、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に基づき、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」に準拠した信頼性の高い計算書類等の作成を促し、その活用を通じて資金調達力の向上を促進させ、財務経営力の強化を図らなければならない。

※ 「認定経営革新等支援機関の職務」を大項目（3-9）として追記する。現在の「3-9 経営支援・指導業務」は「3-10 経営支援・指導業務」とし、内容は変更しない。

金融機関との距離をぐっと縮めたMIS普及活動 中小企業支援のために引き続き推進しよう!

昨年、TKCモニタリング情報サービス(MIS)は、各地域会の強力な推進活動により利用申込件数が飛躍的に伸び、本年1月に20万件を突破した。中小企業支援に向けた金融機関との実質的な連携強化のために、杉山巡回監査・事務所経営委員長の進行のもと、昨年「利用件数目標達成率」第1位の中部会の木村会長と第2位の静岡会の畑会長、中小企業支援委員会の増山委員長に、活動の成果や金融機関との連携事例などを語り合っていたいただいた。(なお本座談会は新型コロナウイルス感染拡大の影響にともない、TKC東京本社と会計事務所をテレビ会議システムでつないで実施された。)

■とき：令和2年3月6日(金) ■ところ：TKC東京本社

中部会と静岡会が全国のMIS推進を牽引 会員・SCG一体の活動で全国一位に!

杉山 本日の座談会では、昨年MIS推進に向けて地域で取り組んだ活動内容や金融機関との連携が深まった事例などを語り合っていたいただき、全国会第3ステージ2年目の運動に弾みをつけていくきっかけとしたいと思います。いま木村会長と私はTKC東京本社にいますが、畑会長と増山委員長の2名にはそれぞれの事務所(静岡県・茨城県)からテレビ会議システムでご参加いただきます。

ではさっそくですが、昨年、坂本孝司全国会会長が緊急提言「TKCモニタリング情報サービスの爆発的な普及を願う」を4月に全会員に発信されてからMISは加速度的に推進されました。中部会と静岡会は単年度件数目標の達成(中部会113%、静岡会104.8%)とともに、社数・事務所数目標も見事達成しましたが、まず率直な感想をお聞かせいただけますか。

木村 これまでの中部会の実績からすると、おそらく皆さん中部会が全国一位を取るのあり得ないこととわかっていただきたいと思います(笑)。私はそのあり得ない

ようなことを本気で実現したいと思い、地域会の総会や秋季大学、生涯研修や支部例会などことあるごとに、「皆さん、中部会はMIS推進のトップを目指して取り組みよう!」と呼びかけ続けてきました。活動当初はなかなか実績が出なかったのですが、坂本会長による緊急提言が発信され、その緊急提言を持参して私が会員事務所を個別訪問したことや、統括支部長や支部長などのリーダーが奮起し、SCGセンターの社員の皆さんとも一緒に熱心に取り組んでくれました。そうした活動が結果として表れ、うれしく思っています。

杉山 畑会長は昨年の活動を振り返っていかがですか。

畑 静岡会は件数・社数・事務所数の3部門の目標を達成するという思いで取り組んできました。件数目標についてはずっと1位でしたが、中部会が最後の最後に劇的な逆転をされて(笑)、残念ながら2位となりました。

皆で懸命に取り組んだので悔しさもありますが、MISプロジェクトメンバーをはじめ会員とSCG社員一体となった活動ができたからこそ当初の目標が達成されたわけです。私も木村会長と同様に



事務所からテレビ会議システムで座談会に参加した畑会長(上)と増山委員長(右)

◎出席者 (敬称略・順不同)

木村茂徳TKC中部会会長

畑 義治TKC静岡会会長

増山英和TKC全国会中小企業支援委員会委員長

司会

杉山美智晴TKC全国会巡回監査・事務所経営委員会委員長

オブザーバー TKC高橋栄一次長、西田宏也課長、島田聡課長代理

地域会行事のあらゆる場面でしつこいくらいにMIS推進の必要性をお伝えしてきましたが、皆がそれに応えてくれて志高く活動できたことをありがたく思います。

杉山 静岡会が先頭を切って引っ張っていたいただいたことで、他の地域会も刺激を受けて活動が進んでいきました。

増山委員長は金融機関との連携強化に尽力された中小企業支援委員会の委員長として、昨年のMIS推進活動にどのような感想をお持ちですか。

増山 地域会会長や支部長の強いリーダーシップの下での会員とSCGの皆さんの現場での頑張りや目標共有による活動の一体感が非常に印象的でした。共に成し遂げた目標達成であったと思います。

また、活動が進むにつれてMISの意義に賛同される金融機関の方々がどんどん増え、未実践の関与先企業だけでなく会員事務所へも熱心に推進を呼びかけられたのは画期的なことでした。それはMISが金融機関にとっての利便性だけでなく、金融円滑化により中小企業を支援するものであるという本質を理解いただけただからだと思います。今年1月に20万件が達成された際には共に喜んでくださる金融機関の方が数多くおられて、そ

うした「仲間」ができたことをうれしく思います。

「MIS定例推進会議」でSCGセンターと情報共有し金融機関へ効果的に推進

杉山 地域会でのMIS推進の具体的な取り組みについて畑会長からお話しただけですか。

畑 成果に結びついた活動はいくつかあります。まず、「MIS定例推進会議」です。昨年は私を含め巡回監査・事務所経営委員会と書面添付推進委員会、中小企業支援委員会の担当副会長と委員長、静岡・浜松の両センター長、事務局長の総勢10名で計6回開催しました。その会議でセンターとこれまで以上に連携し情報共有を進め、具体的な目標を設定することや活動内容を練ることができたことで、スムーズな実践へと至りました。

二つ目は、私自身が、県内39の会員事務所を一軒一軒回ったことです。アポイントなしに伺いましたが、所長面談率が7割を超えました。直接お話ができたおかげで、その後9割以上の事務所がMIS推進に取り組み、特に新規実践事務所数と社数の大幅な増加につながりました。

三つ目は、二つの地方銀行と四つの信用金庫の全ての支店に窓口会員が訪問し、坂本会長の緊急提言の内容をお伝えしたことです。支店長には、MISにより税務署に電子申告した決算書、申告書と全く同じデータが同時に提供される点を特に強調してお話ししました。

あわせて金融機関の方には、支店の中でTKCマークの決算書を紙で受け取った場合はその融資先にMISでの送付をお願いしてほしいと依頼しました。MISの利用設定は簡単で、料金がかからない点も知っていただきました。

金融機関に対して特に効果があったのは書面添付シンポジウムです。事前の呼びかけに力を入れて、県内金融機関等の担当者58名に参加いただけただけことは、MISや会員事務所の取り組みを知っていただくうえで非常に意義がありました。またMISを1件以上実践した会員の名簿を作り金融機関へ配るという取り組みもしました。会員には事前に「書面添付シンポジウムに参加する金融機関に名簿をお渡しするから最低でも1件やってください」と案内し続けました。

杉山 昨年の全国的な推進活動においてとりわけ効果があったのは「MIS定

例推進会議」でしたが、静岡会ではうまく機能させて、金融機関へのアプローチについてもしっかりと協議したようですね。

畑 はい。金融機関の支店訪問についてもこの会議で決めました。こちらからの説明事項の優先順位など細かい点までかためてから窓口会員が事前に伝えに行き、訪問後は結果を報告する仕組みも設けました。全ての支店に伺い、ほぼ全ての支店長に会っていただけただけなのは、この会議で話し合い、計画から実行までスムーズに実施できたからです。SCGセンターも一緒に汗をかいてくれました。

木村 SCGの活躍が大きかったのは中部会も同じです。会議では各支部の進捗状況を「見える化」して、具体的な推進策を考えアイデアを出し合いましたが、情報の共有だけでなく分析も行ない、次



木村茂徳TKC中部会会長

に打つ手を練りました。静岡会に追い付くにはあと何件必要という具体的な数字をタイムリーに各支部で共有するというやり方もこの会議で考案されたものです(笑)。

同じ決算書が提供方法で信頼性が変わってしまうことを強調

杉山 木村会長、中部会では具体的にどのように推進に取り組まれましたか。

木村 中部会が成果をあげた要因の一つに「統括支部制度」があります。全国的に同様のことが言えると思いますが、大都市部の支部活動の活性化のために、二つあるいは三つの支部を「統括支部」として一つの活動エリアとして捉えたものです。統括支部長には中部会正副会長会に出席し決定事項をいち早く支部に情報伝達する役割を担ってもらい、これまでになかなか実績が上がらなかった都市部の支部が今回非常に活発な活動となり、それが地域会全体に波及しました。

統括支部の中の大規模支部、中規模支部、小規模支部による推進活動が互いに競争意識をもって展開され、支部長とSCGセンターの社員の方たちは統括支部長の下でキャラバン隊を組んで地道な声かけ

運動なども行いました。各リーダーが組織の中できちっと役割を果たしてくれた点が中部会の特徴として挙げられます。

また、中部会のエリアには信用保証協会が、愛知と岐阜、三重の県の保証協会に加えて、名古屋市と岐阜市に市の保証協会があります。この五つの信用保証協会にもMISが提供できる環境にあったことも特徴です。

会員事務所への訪問は私も力を入れました。支部例会等に出席されない会員にMISに取り組む背景について直接話したかったです。

杉山 訪問先ではどのようなお話を？

木村 特にお伝えしたかったのは、私たちTKC会員事務所が月次巡回監査を通じてせっかく作った決算書が、同じ決算書であるにもかかわらず、紙か電子かの提供方法だけで金融機関にとって信頼性が変わってしまうという現実です。皆さんの余地がある紙ではなく、税務署へ電子申告で提出したものと同じデータをMISでそのまま送ることによって信頼性が得られる点をご説明しました。

MISの普及は何より関与先企業へのスムーズな融資を実現し、最終的に経営者保証ガイドラインに沿った融資、円滑

■木村会長が会員事務所の個別訪問時に持参した文書

TKC中部会の結束力で 「TKCモニタリング情報サービスを爆発的に普及させる」 圧倒的な力を発揮するときが来た!

TKC中部会会員事務所における、TKCモニタリング情報サービスの推進件数が1万5千件を超えました。これもひとえに会員先生方の日々の活動の賜物であると感謝申し上げますとともに、TKC中部会の結束の力強さを感じております。

このサービスで決算書の提供を受けている中部会の30の覚書締結金融機関からは、中小企業の経営者が積極的に財務内容を開示する姿勢を評価し、「信頼性が高い決算書であると識別できること」「情報の非対称性が解消されること」に着目して、さらに提供数を増やしてほしいという要請が別紙の一覧のように出されております。

また、各金融機関においては提供された決算書を行内で事前に閲覧し、当該企業への金融支援に資するための準備が着々と進んでいるようです。このサービスを開始した金融機関の中には、提供された情報を支店行員が閲覧できる行内イントラネットを構築された銀行も有り、各支店からは融資先企業とより深い話ができるようになったと、大変好評であるとのことでした。

すでに、中部会の3県下に本店を置くいくつかの金融機関から、TKCモニタリング情報サービスの推進を要請する文書が先生の事務所宛に届いています。金融機関からの要請に沿って実践するのではなく、先生には事前に実践行動を起こしていただくことをお勧めいたします。

今、まさにTKC中部会が結束して、圧倒的な力を発揮するときが来たのです。

坂本全国会会長と同様に、是非とも先生にTKCモニタリング情報サービスの爆発的な普及の一翼を担っていただくことを切にお願い申し上げます、本日の訪問のご挨拶とさせていただきます。

※申込手順等にご不明な点があれば担当SCGまで問い合わせてください。

令和元年10月吉日

TKCモニタリング情報サービスで
全国トップを目指すTKC中部会

会長 木村 茂徳

な事業承継支援等に貢献できるものです。そのためには利用件数を増やして社会にアピールしなければなりません。そうした私の思いをしたためた文書も持参しました。

お会いできなかった会員には文書を名刺と一緒に置いて帰りましたが、ある会員からは翌日すぐに電話があり、「わざわざ

わざわざ来ていただき大変恐縮です。MISに取り組む意義がはつきりわかったのでもう安心してください」と。その後数百年の実践へと行動に移されました。

畑 こちらが思う以上に会長による訪問を喜んでいただけるのは大変ありがたいことです。これまでTKC活動には、



畑 義治TKC静岡分会会長

あまり熱心でなかったかもしれないですが、そこは同じ会員同士。大半は顔を合わせて話す理解していただける方ばかりでした。

良かったのはそのとき事務所経営の悩みなども聞きし、「そうした悩みを解消できるのがTKCの研修や会務です。ぜひこれからは出てきてくださいね」とお伝えできたことです。その意味で、事務所の個別訪問などのMIS推進活動を通じて地域の活性化は一步も二歩も前進しました。

今年は今金融機関の融資・渉外担当者に直接TKC会員の取り組みを伝えていく

杉山 中小企業支援委員会はMIS推進において金融機関向けの活動を担い、

昨年はMIS利用を要件としたTKCローンや経営者保証を不要とする融資スキームが数多く開発されましたね。

増山 昨年の各地域でのトップ対談はMIS利用促進に向けた具体的な提案をされ、実績に結びついた地域が多くありました。トップ対談の開催自体が目的化されることのないように、各地域会、支部の状況や覚書締結金融機関との関係性などを踏まえた金融機関とTKC側の担当者間による事前協議を重視したことで、トップ対談でよりジャストフィットした提案が行えたと思います。

トップ対談によって全支店へのMISポスター設置や、専用融資商品の開発に加え、MISの利用件数を支店業績基準に採用する金融機関もありました。

また、MIS推進の進捗と具体的打ち手を検討するための協議会を開催する中で、「MISの意義を行職員に理解させたい」などと、支部との合同勉強会を提案いただき、実施した金融機関も少なくありませんでした。

一方で、MISで決算書等を提供しても、金融機関から紙の決算書を求められるというケースもありました。金融機関のトップや支店長の皆さまに趣旨をご理

解いただけても必ずしも現場の融資・渉外担当の方々にまで伝達されるとは限らないことを知りました。

そうした状況を踏まえ、今年は当委員会は、MISやTKC方式の書面添付を現場の行職員の方々に直接お伝えしていく活動を展開します。特に金融機関本店等で開催される行職員研修会にTKC会員を講師として派遣し、金融機関からの要望が多い合同勉強会を効果的に開催できるように支援してまいります。

TKC会員においては、金融機関からの期待に答えられるよう事務所体制を整えていることが重要です。その点で、ブランドイメージ、信用失墜につながるように、認定支援機関として経営助言業務に取り組んでいくことは不可欠です。今年も認定支援機関としてのスキルアップを目指す研修、関与先による金融機関への決算報告会を支援するノウハウの習得を目的とした研修を実施する予定です。

「決算書の信頼性は識別可能」の理解が浸透課題は1支店あたりの件数増加

杉山 MIS導入前後で金融機関との関係に変化などがありましたらお話し



司会／杉山美智晴巡回監査・事務所経営委員長

ただけですか。

畑 最近よくお聞きするのが「TKC 会員事務所が作成支援した決算書の信頼性は高いとあらためて感じている」という声です。特に書面添付や記帳適時性証明書、中小会計要領チェックリストに、「決算書の信頼性は識別可能である」という点で非常に価値を感じられている気がします。

金融機関は月次や四半期、半期の状況も知りたいので、MISで決算書だけでなく月次試算表の提供数も増やしていかないとはいけません。その意味で、月次巡回監査の質と率の向上は、今後TKC会員事務所の取り組みを社会に知っていただくうえでより大切になると思います。

また私が会長になってから三つの信用金庫以外の金融機関全てに通算で24回ト

ップ対談を実施しました。MISが他の銀行で浸透し始めているからか、その3信金のうち一つの金融機関から昨年の暮れに会談の依頼があり来月対談を予定しています。運動の広がりが出てきました。TKC会員事務所の業務内容を知っていただく活動としては、金融機関を積極的に支部例会にお招きしています。さらに、1年半くらい前から財務省東海財務局静岡財務事務所との研修と交流会を2回実施しました。

木村 中部会も昨年の書面添付シンポジウムに事務局の方をお招きしてご挨拶いただきました。参加された金融機関にはインパクトがあったと感じましたので、今後も継続していきたいと思っています。

また支部例会に金融機関が参加される動きは進んできています。MISによって決算書や書面添付を実際に受け取り、素晴らしいと思った書類を有効活用するために、さらに支店単位でTKC会員との交流を進めたいという意識が、支部例会への参加という意思表示として表れてきていると思います。

一方でMISは金融機関に認知されてきていますがまだ実用化されていない。その意味で1支店あたりの件数の増加は非

常に重要です。

杉山 数の点で言えば、実践事務所数はすでに5000件を超えています。しかしその実践事務所の中でも、まだまだMISを標準業務としていない事務所も多く、社会（金融機関）の納得のためには標準業務とする事務所の拡大が必要になります。

ですから未実践事務所へのアプローチはもちろん、すでに実践している事務所にもしっかりと数を意識していただき、各金融機関の支店での実践件数を出していく。今年は当委員会としても特に数にこだわりの活動していきたいと思っています。

MISで電子申告と同時に決算書が送付されることが粉飾防止につながる

杉山 増山委員長は金融機関の変化についてどう感じていますか。

増山 MISが提供された当初は「紙の決算書を受け取りにいかなくて済むので効率化につながった」というご意見が多かったのですが、今となっては笑い話ではないでしょうか。いまや金融機関の方々がMISや提供される帳表の本質を理解し、取引先の支援にどう活用してい

つたらよいかを共に考え始めています。

昨年は特に書面添付シンポジウムで金融機関の方々に、電子申告と同時に決算書等が送付されることで粉飾防止になり、「決算書の信頼性は識別可能である」ことをご理解いただきました。それが起爆剤となり、その後のより密度の濃い協議会や合同勉強会等の企画につながりました。

ある信用金庫ではMISで提供される決算書等の信頼性の高さに注目し、MISで所定のデータを提供した企業のみが利用できる専用当座貸越商品を提供されました。この商品とMISをテーマに、融資・渉外担当とTKC会員との合同勉強会を重ね、個々の会員事務所と金融機関担当者間で急速に関係構築が進んでいます。会員と金融機関担当者がそれぞれの困りごとについて気軽に相談しあえる関係ができたようです。同時に、せっかく誕生した専用ローンをしっかり活用して育てていくことも大切です。

もう一つ、ある金融機関の方は書面添付について税理士が資格をかけてまで作成して決算書・申告書の信頼性を高めていることを知り、あらためて添付書面の中身を見たら事業性評価に非常に有用であることに気付いたということでした。あ

わせて事業性評価、本業支援のためには、年に1回の決算書のみでなく期中管理・支援（モニタリング）をしたいので月次試算表を提供してほしいという声をふまえて、ローカルベンチマークの非財務情報などのオプション帳表をしっかりと提供していくことが次のステップとなります。

杉山 岐阜の事例をお話ししますと、岐阜県信用保証協会は「MISへのお返しを」ということで、MISでの提供による決算書の内容をチェックし、評価してくれています。例えば「こんなに良い内容であれば個人保証を外してもいいですよ」と、信用保証協会から顧問税理士であるTKC会員に連絡してくれる取り組みを始めていただいたのです。大変ありがたいと思います。

増山 先進的な取り組みですね。信用



増山英和中小企業支援委員長

保証協会との連携は今後より重要になります。

TKC会員の取り組みを評価していた中で、金融機関の中には取引先の企業概況書などの一項目に「税理士がいるか」「TKC会員かどうか」「書面添付が付いているか」などの項目を新たに追加しているところが出てきています。

畑 静岡のある信用金庫はそういった取り組みを10年以上前からされています。これから取り組みもお考えの金融機関は結構出てくるはずなので、そのためにMISの数が増えないと効果が発揮されないと思います。

増山 金融機関の方はMISは良いものと聞いていても実際にそれを目にしたければ腑に落ちないものです。今後、決算書を大量に提供し、あわせて決算書の信頼性が高い根拠をTKC会員から直接お伝えしていくことが重要です。

数年前、日本政策金融公庫への全国的なTKC会員事務所見学会の開催により、我々の業務について理解を深めていただくことができました。同じ趣旨で、覚書締結金融機関への会員事務所見学会も開催してまいります。

杉山 金融機関による会員事務所見学

会は大切です。私の事務所も昨年暮れに県の信用保証協会をお招きして実施しましたが、数年経つと金融機関のメンバーは異動等で替わられることが多いため、繰り返し実施していくことが必要だと思います。

関与先の信用力を高めるために 実践件数をさらに増やしていこう！

杉山 最後にそれぞれのお立場から、金融機関との連携強化やMISの件数拡大に向けてひと言ずつお願いいたします。

木村 金融機関との連携という点では、中部会の場合、信用保証協会、日本政策金融公庫との連携が先行していますので、地銀、第二地銀、信用金庫についても同じようなレベルまで高めたいと思います。

MISの推進活動については、年が明けてからなんとなく一服感が漂っている気がします。しかし中小企業支援に向けてMIS実践件数を増やす活動に終わりはないので、今一度力点を置いて活動していきたいと思います。

畑 金融機関とは引き続きトップ対談を繰り返し開催して、我々の運動を深く理解していただきたいと思えます。

それとあわせて金融機関との交流会を、ブロック別、支部別に積極的に開催するとともに、行職員への研修会を、各金融機関で行える仕組みづくりをしていきたいと思えます。

静岡会も実践事務所はまだ6割にとどまっています。利用社数と件数の増大を



図っていききたいと思えます。

増山 昨年12月24日に事業承継に焦点を当てた経営者保証ガイドラインの特則が公表され、外部専門家による情報の検証を活用し、開示した情報の信頼性を高める取り組みを推奨すると示されました。これに基づけば書面添付、MISは極めて有効になるので、この点も含めてさらなる推進を図りたいと思えます。

当委員会としては、こうした業務に取り組むTKC会員事務所の卓越性などを正しく外部へお伝えしていく活動を引き続き展開してまいります。

杉山 皆さんのお話から、昨年は金融機関からMISに大きな期待が寄せられ、金融機関との距離がぐっと縮まった1年だったと思えます。改ざんされる余地のないMISによって金融機関と税理士の間にあつた壁が取り払われ、交流も盛んになりました。今年もこの動きをさらに盛り上げていくために、我々は金融機関にとってMISを見慣れた当たり前のものとするために、件数にこだわっていかなくてはなりません。信頼性の高い決算書をMISで大量に金融機関へ提供し、関与先の信用力を高めていきましょう！

(構成／TKC出版 清水公一朗)

経営者保証を外しスムーズな「承継」へまい進

JR三島駅から沿線がいちご狩りにぎわう陽春の伊豆中央道を自動車で南下すること20分。右手に『いちごプラザ』の看板が見えてくる。伊豆中央道唯一のドライブインだ。土産物店、レストラン、コンビニエンスストアなどが並び、平日にもかかわらず、思いのほか多くの人でにぎわっている。

「いちご大福」が大ヒット

運営するのは仲原商事。社長の仲原誠一氏は、もともと明治創業の老舗である「仲原豊店」の3代目。45年前に法人化してガソリンスタンドの運営やわさび漬の販売などに手を広げながらノウハウを積み上げ、そして、ビジネス上のしからみから当地に越してきたのが約20年前。その蓄積されたノウハウを駆使して現在まで堅調な経営を続けている。仲原社長は言う。

「伊豆の食材を使用したオリジナル菓子の開発をはじめ、当時ドライブインではまだ珍しかったコンビニを併設するなど、さまざまな工夫を施



仲原誠一社長

有限会社仲原商事
設立 1975年6月
所在地 静岡県伊豆の国市南江間1788-2
売上高 6億3500万円
社員数 58名
URL <http://15plaza.com/>

しました。土産物店や食事処「二休」、ファストフードコーナー、せんべい『手焼堂』など業態ごとに責任者をつけ独立採算制を敷き、各人に経営への当事者意識を持たせて自律的に収益を上げていく体制を整えたのも、新たな取り組みのひとつでした」

それまでの仲原社長のビジネススキヤリアは、パートナーの事業撤退など不可抗力が重なった影響もあり、必ずしも順風満帆とはいえなかった。それだけに、満を持しての店舗展開

だったといえよう。なかでも出色だったのが「いちご大福」の開発・販売である。

プラザ内を借り受けて手作りのいちご大福を販売していた知り合いが突然亡くなったのがきっかけだった。新鮮ないちごが受けて休日には1000個を売り上げるほどの人気商品だっただけに仲原社長は「継続して販売したい」と考えた。しかも機械を導入して……。

「大手食品機械メーカーに相談してみたのですが、最初は、つくった



年間90万個を売り上げるいちご大福

ことがないので無理」という返答でした。そこであきらめずに、商品の現物を送って催促してみたら10日くらいして連絡が来て、何とかできそうだと……」

2006年のこと。季節は夏だ。当時、夏に季節外れのいちご大福などつくるところはなかったことも仲原社長の意欲に拍車をかけた。ひんやりとしたやさしい食感、季節的な珍しさと相まって消費者に受けるのはと考えたのだ。

仲原社長は矢継ぎ早に設備投資とマーケティングに乗り出す。大福専門店舗を別棟にし（「大福や」、機械と大型冷蔵庫を導入。製造過程をガラス張りにし、顧客に見てもらおう）、ショー的要素を取り入れた。さらに、地元農家と連携し、朝摘みの『紅ほっぺ』（いちごの品種）を使用して製造。その日のうちに食べてもらうという試みを実践する。ちなみに、この取り組みは静岡県から「経営革新計画」の承認を受けた。現在は、年間約90万個を売り上げ、多い時には1日8000個の販売数を記録することもあるという。その商品力を背景に、三島スカイウォーク（「三島大吊橋店」と三島駅（「ギフトキヨスク三島」）での販売もスタート、物産展や商業施設の催事などからの

引き合いも多い。

「特例事業承継税制」を活用

仲原社長は現在72歳。70の太台を越えるところから事業承継を真剣に考えるようになる。後継者は長男の仲原修身氏と娘婿の仲原孝彦氏。親族内承継をスムーズに実践するために、相続面の配慮は必須だ。そこで、サポートに乗り出したのが木村治司税理士事務所の木村治司顧問税理士である。

「18年の秋頃でしょうか。仲原商事さんは収益力に優れた企業なので、株式を相続する際に贈与税と相続

税が猶予される「特例事業承継税制」を採用するべきだと考え、同税制の承認に必要な「特例承継計画」の作成に取り掛かったのです」（木村税理士）

一方、三島信用金庫湯ヶ島支店の野中茂友支店長は、ある融資案件で仲原商事を訪れる。三島信金は仲原商事創業以来のメインバンクである。「仲原商事さんは、キャッシュフローが豊富で、運転資金としての借り入れはありませんが、土地建物や設備の購入の際にはご融資させていたできてきました」と野中支店長。

最近では、伊豆中央道が「オリピックロード」に指定された関係で、看板類を総取り換えする必要に迫られ、その資金繰りに三島信金からの長期融資を利用している。

さて、同社を訪れた野中支店長は、仲原社長が木村治司税理士事務所のサポートを受けながら特例承継計画を作成するとの話を耳にした。

「ぜひ、計画作成をお手伝いしたいと考えました。仲原商事さんの承継のお役に立ちたいという思いはもちろんです。が、私自身、特例税制を手がけた経験がなく、勉強させていただけましたのです」（野中支店長）

取引先の事業承継支援は金融機関にとっても大きなテーマである。数



販売品目ごとに独立採算

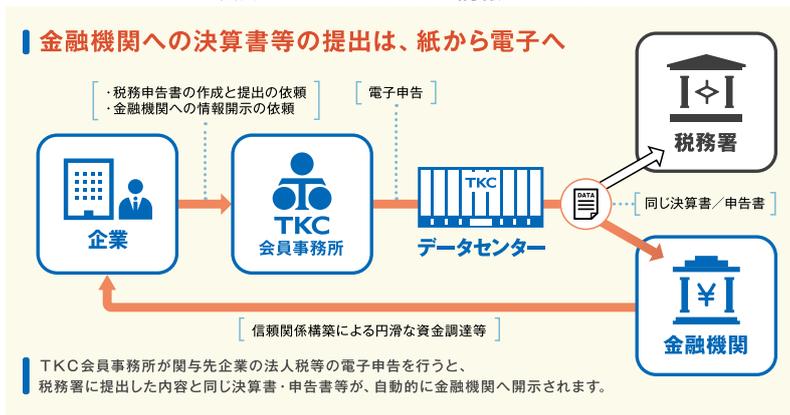
週間後、野中支店長は、仲原商事の業績検討会に参加し、木村税理士事務所の水谷直嗣氏に詳しい話を聞いた。さらに、水谷氏の誘いで木村事務所が主催する「経営支援セミナー」に参加。木村顧問税理士との面識をつくり、さらに年をまたいで19年の7月に仲原商事の決算報告会に出席。段階を踏んだ野中支店長のアプローチによって、金融機関と顧問税理士の距離が一挙に縮まった。

「税理士先生、経営者さまとコラボレーションすることで、われわれ金融機関は多くの情報をいただけます。設備需要や資金繰りはもちろん、経営戦略も知ることができるよう。3者のコラボは、良い方向に会社を導くための最良の方策だと思います」と野中支店長は強調する。

野中支店長の知己を得た木村税理士は当時をこう振り返る。



図表 TKCモニタリング情報サービス



「中小企業の事業承継がスムーズにいかない理由のひとつには経営者保証の問題があります。野中支店長はそのことを申し上げ、仲原商事さんの借入金の経営者保証をなんとか外せないかとお願いました」

経営者保証ガイドラインが公表されて以来、おおむね金融機関は経営者保証を外す方向性で努力しているようだが、それも「手あたり次第」というわけにはいかない。少なくとも①法人と経営者との関係の明確な

区分・分離②財務基盤の強化③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保といった条件が企業側には求められる。とくに②と③を実践するには、膨大なマンパワーが必要。ここは、いかに顧問税理士がサポートし、信頼性の高い決算書を金融機関に日常的に提出しているかが大きなポイントとなってくる。

仲原商事は、木村税理士事務所の指導のもと、自計化（経理ソフトを

使って自社で経理業務と業績把握を行うこと）を実践。毎月の巡回監査、月次決算、中小会計要領への準拠、書面添付（税理士法第33の2）の実践、経営計画策定といったTKC方式の会計を着実に履行してきた。また、七つの業態ごとに「部門別管理」を行い、緻密な業績管理によって経営課題への正確で迅速な対応が可能な経営体制をつくりあげた。

三位一体の支援体制構築

そして、18年4月からは「TKC

モニタリング情報サービス」(MIS「図表」)を導入。MISとは、企業の年次決算書(電子申告の内容と同じもの)や月次試算表がオンラインでタイムリーに金融機関に送付されるサービス。再び野中支店長の話。

「TKC方式による会計は信用の裏付けになりますし、TKCシステムから出力される経営分析資料は緻密でわれわれの行う与信の有力な材料です。加えて、仲原商事さんの場合、MISによって電子申告とほぼ同時に、しかもその決算データと同じものが届く。そのため、こちらから決算資料をいただきに上がることなく、最初の訪問で経営や融資の話に踏み込むことができます。とてもありがたいサービスだと思います」



経営者保証ガイドラインにある「適時適切な情報開示等による経営の透明性確保」という要件をMISが担保しているといえるだろう。

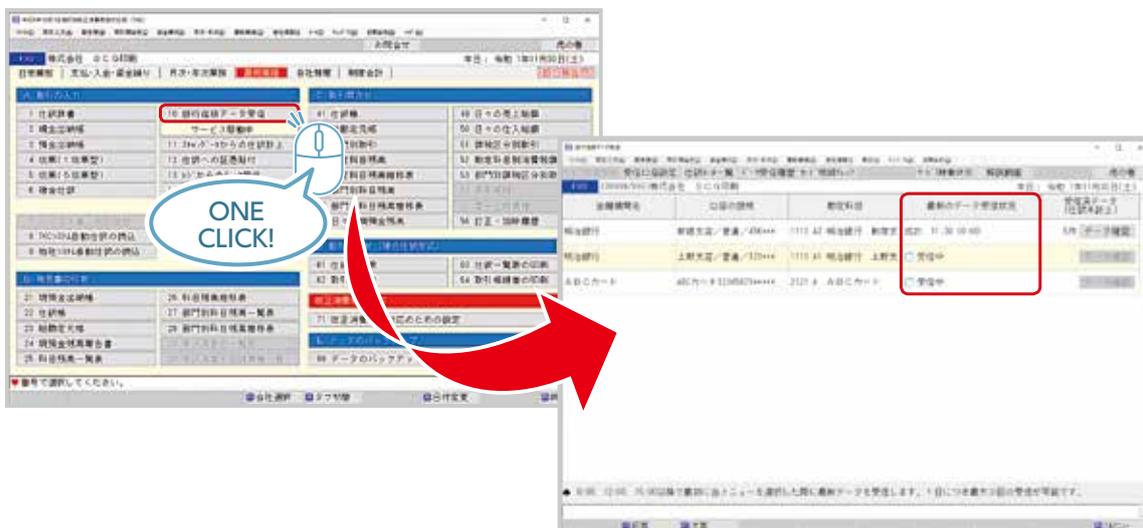
結果として仲原商事の抱える1億円近い長期融資の経営者保証は解除された。昨秋のことである。あとは特例事業承継税制の適用を完遂させ、理想的な形でゴーイングコンサーンを実践すること。仲原社長がM&Aによる会社の売却を真剣に考えていた7、8年前の状況はもはや、今昔の感「さえする。一転して後継者を得、そして、金融機関、税理士との堅固なスクラムが出来上がった現在、仲原社長の「積年の願い」がかなえられる日は近い。(本誌・高根文隆)

□取材協力
木村治司税理士事務所
所長 木村治司
静岡県沼津市大岡1977-23
URL <https://kimura-ao.tkcfnf.com/>

企業向けFinTechサービス「銀行信販データ受信機能」

日々記帳する仕訳のうち、4割は預金取引と言われています。

経理担当者は、「銀行信販データ受信機能」を使うことで、複数の金融機関（銀行や信販会社）からインターネットを利用して取引データを自動受信できます。さらに、その取引データをもとに仕訳ルールの学習機能を利用して仕訳を“かんたん”に計上できるので、毎日の経理業務が省力化されます。



ワンクリックで複数の金融機関から
取引データを一括で自動受信できます!

TKCは銀行APIへの対応を進めています



当機能は99%超の銀行（法人口座）に対応しており、2万社を超える利用実績があります。

TKCでは、当機能についてマネーツリー社と協働で銀行APIへの対応を進めており、すでに以下の金融機関との連携が完了しています。

●API連携済み金融機関

法人口座：常陽銀行、住信SBIネット銀行、243の信用金庫

個人口座：みずほ銀行、三井住友銀行ほか32行、243の信用金庫 ※令和元年9月末時点

■TKCの銀行API対応に関するお問い合わせ先

株式会社TKC SCG営業本部

担当：高橋・東城・林 TEL：03-3267-0622 E-Mail：tech.banks@tkc.co.jp

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和2年4月9日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【政府系金融機関】				
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	29,276	-
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	4,669	954
【都市銀行】				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	3,986	658
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	3,453	377
3 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	1,935	190
4 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1,559	228
5 みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	1,419	186
【地方銀行・第二地方銀行】(上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	3,230	744
2 中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,382	273
3 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	2,378	145
4 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	2,350	333
5 足利銀行	栃木県	平成28年10月	2,226	257
6 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,044	223
7 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	1,903	294
8 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	1,903	315
9 広島銀行	広島県	平成28年11月	1,893	223
10 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	1,826	161
11 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	1,711	196
12 京都銀行	京都府	平成30年 7月	1,595	166
13 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	1,547	140
14 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,461	161
15 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,367	163
16 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,355	170
17 北國銀行	石川県	平成28年11月	1,342	184
18 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,336	165
19 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,316	98
20 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,299	111
21 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,289	165
22 名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,234	136
23 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,199	126
24 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,181	111
25 七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,159	217
26 京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,138	159
27 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,102	163
28 第四銀行	新潟県	平成29年 7月	1,074	185
29 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,048	126
30 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,039	130
31 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,038	85
32 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,027	74
33 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,006	124
34 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	996	64
35 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	956	100
36 山口銀行	山口県	平成28年11月	955	143
37 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	910	102
38 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	906	106
39 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	901	297
40 愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	887	125
41 百十四銀行	香川県	平成28年12月	865	79
42 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	857	76
43 山形銀行	山形県	平成29年 8月	828	152
44 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	819	103
45 東和銀行	群馬県	平成28年10月	797	110
46 北越銀行	新潟県	平成30年 6月	791	94
47 肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	788	63
48 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	787	82
49 中京銀行	愛知県	平成28年10月	758	171
50 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	714	62
上記以外の地銀・第二地銀 計			23,081	3,053

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【信用金庫】(上位30庫)				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	1,755	410
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	1,373	171
3 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	1,276	198
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	1,193	134
5 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	1,042	375
6 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	958	118
7 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	900	52
8 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	892	93
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	880	88
10 巢鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	876	132
11 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	869	57
12 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	839	121
13 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	830	287
14 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	748	41
15 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	738	93
16 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	737	70
17 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	727	33
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	717	84
19 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	703	102
20 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	659	109
21 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	655	37
22 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	617	34
23 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	584	60
24 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	578	52
25 碧海信用金庫	愛知県	平成30年 7月	567	91
26 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	556	42
27 三島信用金庫	静岡県	平成29年 3月	555	94
28 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	533	58
29 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年 1月	531	49
30 遠州信用金庫	静岡県	平成28年10月	513	163
上記以外の信用金庫 計			31,188	4,462

【信用組合】(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	564	182
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	505	48
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	263	19
4 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	227	33
5 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	219	35
上記以外の信用組合 計			4,135	635

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	1,241	29
2 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,065	97
3 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	1,029	111
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	769	321
5 名古屋市信用保証協会	愛知県	平成30年 1月	603	59
上記以外の信用保証協会 計			3,648	646

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	9	9	12,352	1,639
2 地銀・第二地銀	102	101	88,594	11,305
3 信用金庫	255	241	55,589	7,910
4 信用組合	130	58	5,913	952
5 信用保証協会	51	32	8,355	1,263
6 その他	-	5	35,129	2,581
7 合計	547	446	205,932	25,650

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(446機関)

令和2年4月9日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫

白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
栃木小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
長岡信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しなのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
千葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
春日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東榮信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫

多摩信用金庫
文化産業信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四銀行
北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟県信用組合
協栄信用組合
糸魚川信用組合

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
北陸信用金庫
鶴来信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合

長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静清信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
名古屋信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫

永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行

香川銀行
高松信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八銀行
親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎二愛信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.26

発行日 令和2年4月24日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・東城・林